

令和8年度移住促進・関係人口創出強化事業業務委託に係る 企画提案競技実施要領

1 事業目的

二地域居住を含めた関心層への情報発信・交流等の多角的なアプローチにより、若者等の県内移住を促進するとともに関係人口の創出・拡大を図ることを目的とする。

2 業務委託の内容

令和8年度移住促進・関係人口創出強化事業業務委託仕様書による。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託料

39,994,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

※委託業務に係る全ての経費が含まれる。

※委託料の支払は、精算払とする。ただし、県が業務の円滑な遂行を図るために必要と認める場合には、概算払も可とする。

5 企画提案競技参加資格要件

次の全ての条件を満たしていること。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 共同企業体を構成して参加する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を代表する事業者を選出し、応募に関する一切の手続を当該事業者が行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員となっていないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (4) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 県税に未納がないこと。
- (9) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

- (10) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (11) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。

6 企画提案競技実施の公示方法

県ホームページにより公示

7 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 実施公告 | 令和8年4月17日（金） |
| (2) 事前説明会参加申込期限 | 令和8年4月22日（水）午後5時 |
| (3) 事前説明会（オンライン又は対面） | 令和8年4月28日（火）（予定） |
| (4) 質問票提出期限 | 令和8年5月1日（金）午後5時 |
| (5) 参加申込期限 | 令和8年5月13日（水）午後5時 |
| (6) 企画提案書提出期限 | 令和8年5月25日（月）午後5時 |
| (7) 面接審査（オンライン又は対面） | 令和8年6月1日（月）（予定） |
| (8) 審査結果通知 | 令和8年6月5日（金）まで |

8 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の開催

日 時 : 令和8年4月28日（火）予定

場 所 : 宮崎県庁舎内又はオンライン

事前説明会に参加を希望する者は、別紙1「事前説明会参加申込書」を提出すること。

ア 提出期限 令和8年4月22日（水）午後5時まで

イ 提出先 下記11を参照

ウ 提出方法 電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(2) 質問票（別紙2）の提出 ※任意

当企画提案競技に関する質問は、別紙2「質問票」により提出すること。

ア 提出期限 令和8年5月1日（金）午後5時まで

イ 提出先 下記11を参照

ウ 提出方法 電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

エ 回答 原則として、質問者に対して質問受付日から3日以内（土日・祝日は除く）に電子メールで通知する。なお、県担当課が応募者全員に了知すべきと判断した質問及び回答の内容については、宮崎県ホームページにその内容を掲載する（質問者名は公表しない）。

(3) 参加申込書（別紙3）の提出

ア 提出書類

(ア) 「参加申込書」（別紙3）

※共同企業体の場合は「共同企業体用参加申込書」（別紙3-2）及び「共同企業体協定書」（別紙5）

(イ) 誓約書（別紙4）

※共同企業体の場合は、全ての構成団体について提出すること。

※先に電子メールで送付し、企画提案書等の提出の際に原本を提出すること。

- イ 提出期限 令和8年5月13日（水）午後5時まで
- ウ 提出先 下記11を参照
- エ 提出方法 電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

（4）企画提案書等の提出

ア 提出書類等（各8部）

（ア） 企画提案書（提案は、1社1案とし、A4版で1冊にまとめること。）

（イ） 応募団体の概要（A4版で1冊にまとめること。）

（記載事項）

- a 名称
- b 所在地
- c 代表者職氏名
- d 担当者職氏名
- e 担当者連絡先（電話・電子メール）
- f 類似業務の履行実績
- g 費用見積書

具体的な費用内訳を記載すること。

原本を1部、写しを7部提出すること。

金額は「税込」、宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」、業務内容は「令和8年度移住促進・関係人口創出強化事業業務委託」とすること。

イ 提出期限等

（ア） 提出期限

令和8年5月25日（月）午後5時まで（必着）

（イ） 提出先

下記11を参照

（ウ） 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

（エ） 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

（5）審査

面接審査による「企画提案競技方式」とし、次の各項目について審査を行い、順位点の平均得点が最も高かった参加者を受託者として決定する。

ア 方法

オンラインシステムによる審査又は来庁しての審査とする。

（参加申込書に希望する面接審査方法を記載すること。）

イ 内容

企画提案書を基にプレゼンテーションを実施し、最優秀の企画提案者を受託候補者として選定する。

ウ 場所

宮崎県庁舎内

エ 面接審査の時期

令和8年6月1日（月）予定

オ 時間

説明時間は20分以内、質疑は10分以内を目安とする。

カ 説明者

面接審査に参加可能な者は3名以内とする。

キ 審査基準

(ア) コンセプトの構築及び実施計画の策定

・事業趣旨及び目的の理解度（コンセプトの妥当性）

本県の事業構想及び業務目的を十分に理解した上で、それらを具現化するための独創的なコンセプトや、優れたアイデアが提示されているか。

(イ) イベント開催プロジェクト

a 「宮崎ひなた暮らし移住・二地域居住相談会」開催業務

・会場選定及び会場設営の具体性

集客の最大化に資する会場選定に加え、来場者の利便性向上や回遊性の確保を図る会場レイアウト等について、具体的かつ適切な提案がなされているか。

・中山間地域における相談促進策の実効性

中山間地域の小規模町村窓口における相談需要を掘り起こすための具体的な仕組みが構築され、相応の効果が期待できる内容となっているか。

b 「宮崎移住の魅力発信セミナー」開催業務

・移住先としての訴求力（企画性）

本県を移住候補地として広く周知し、移住意欲を強力に喚起するために資する、独創的かつ説得力のある企画が提案されているか。

c 「みやざきファン交流会」開催業務

・交流促進及び地域魅力体感の具体性

本県ファン層相互の交流及び市町村との連携を深める機会を創出し、本県での生活実態や地域住民の資質を深く体感できる、創意工夫に満ちたイベント案が提示されているか。

(ウ) 情報発信プロジェクト

・デジタル媒体を活用した広報・誘客戦略

SNS等の特性を最大限に活用し、事業の広報・周知を広範に図るとともに、イベントへの効果的な誘客を促進するための具体的な情報発信施策が提示されているか。

(エ) 宮崎県東京ビルプロジェクト

・施設運営の具体性

施設運営における基本方針及び手法が明確化され、その内容が具体性を備えたものとなっているか。

・独創性及び構想力

自社の強み等の独自能力を十分に活用し、独創性及び優れた構想力を有する提案となっているか。

- ・ 目的達成の実効性
所定の目的を達成するために有効な手法が提示され、実効性の高いものとなっているか。
- ・ 実施体制及び組織力強化
適切な実施体制が整備されるとともに、継続的な能力開発等を通じて組織全体の能力を維持・向上させる仕組みが構築されているか。
- ・ 実現可能性及び実行性
提案内容の実現可能性が十分に検討されており、計画を着実に履行できるものと判断できるか。

(オ) 法人の業務実績

- ・ 同種・類似業務の履行実績
本業務と内容を同じくする業務（同種業務）又は類似する業務の履行実績を十分に有し、本業務を円滑かつ確実に遂行し得る能力を備えているか。

(カ) スケジュールと体制

- ・ 業務執行体制及び工程計画の妥当性
本業務を円滑かつ遅滞なく遂行するための適切な工程（スケジュール）が策定され、専門性を有する人員の配置や組織体制が十分に確保されているか。

(キ) 見積金額

- ・ 見積価格の妥当性及び積算の整合性
必要な経費が適切に積算、計上されているか。また、提案内容と整合性が図られているか（配点（5点）×全提案者のうち最低提案額／本提案者の提案額）

ク その他

- (ア) 面接審査の時間等については、企画提案書提出期限日の翌日までに通知する。
- (イ) オンラインシステムによる面接審査を希望する場合、企画提案書提出後、できるだけ早期に接続テストを1回又は2回実施する（接続テストは必須とし、利用するソフトウェアは「Microsoft Teams」を想定しているが、相談可とする。）。
- (ウ) オンラインシステムによる面接審査の方法は、原則、企画提案書又は企画提案書を基に作成した説明資料を画面共有し、説明箇所を表示しながら説明を行うこと。
- (エ) 面接審査当日に技術的理由等によりオンラインシステムによる面接審査が実施できなかった場合は、書面審査を実施するが、事情等を考慮し、県が面接審査の予備日を指定する場合がある。
- (オ) 来庁しての面接審査の場合、県では、モニターを準備するが、パソコンとモニターを接続するコード類については企画提案競技参加者が準備すること。また、県が管理する庁内ネットワーク回線（L GWAN回線を含む。）及びインターネット回線については、セキュリティ上の理由から使用できないため、注意すること。

(6) 審査結果の通知

審査結果については、令和8年6月5日（金）までに、採択・不採択にかかわらず通知する。

(7) 参加資格の欠格

当手続中に次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とするものとし、当該参加者に書面で通知するものとする。

ア 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

イ 提案書を期限までに提出しないとき

ウ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

エ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

オ 提案の内容が契約上限額を超えているとき

カ アからオに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

9 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

10 その他

(1) 当業務委託に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。

(2) 今回の企画提案に係る費用については、全て提案者の負担とする。

(3) 提出書類については返却しない。

(4) 審査の結果、提出されたすべての企画提案が、本県が想定する基準を満たしていないと判断される場合は、採択なしとする場合がある。

(5) 受託者は、業務の処理に当たって、業務の内容及び範囲について県（発注者）と十分に打合せを行い、業務の目的を達成するものとする。

11 問い合わせ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1

宮崎県総合政策部 中山間・地域政策課

移住・定住推進担当 谷口、甲斐、日高

電話 0985-26-7922

電子メール chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp